

5. 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）外相会合

軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）広島外相会合 概要と評価

2014年4月12日

軍備管理軍縮課

1 全体概要

4月11日、12日、広島において、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）広島外相会合が開催された。NPDIは、2010年9月の国連総会の機会に日豪主導で立ち上げた、12か国からなる核軍縮・不拡散分野における地域横断的な有志国グループであり、本件外相会合は、昨年9月にニューヨークで行われた第7回会合に続く8回目の会合で、初めて我が国で開催されたもの。12日には、各国参加者に慰霊碑参拝・献花、平和記念資料館視察、被爆者体験の聴講を行った上で、午前10時40分から12時40分まで外相会合、12時50分から14時20分までワーキング・ランチ、14時45分から15時15分まで共同記者会見が行われた。政治レベルの出席があった国の出席者は以下のとおり。

我が国	岸田外務大臣（議長）
豪州	ビショップ外相
ドイツ	シュタインマイヤー外相
オランダ	ティーマンス外相
フィリピン	デル・ロサリオ外相
トルコ	ダーウトオール外相
UAE	スルターン・ジャーベル国務大臣

2 ワーキング・セッション概要

（1）冒頭、岸田大臣から、以下のとおり述べた。

- ア 被爆地広島での会合開催をうれしく思う。日本は各国政治指導者の被爆地訪問を重視。日本は国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から国際社会の平和と安定、繁栄により貢献していく。核兵器使用の非人道性についての認識と多様化する核リスク直面への冷静な認識という2つの認識を基礎として国際的取組を主導していく。核兵器の非人道性についての認識を世代と国境を越えて広げ、「核兵器のない世界」という目標に向けた強い思いを各国と共有したいと考え、各国出席者に外相会合前に被爆の実相に直接触れて頂いた。
- イ 核兵器不拡散条約（NPT）を中心とする軍縮・不拡散体制は厳しい状況に直面しているが、こうした状況だからこそ、2015年に開催されるNPT運用検討会議を成功させる必要がある、そのために現実的かつ実践的な取組を着実に積み重ねていくことが不可欠。今後1年間の戦略を練るよう、事務方に検討させたい。
- ウ 核兵器がもたらす非人道性について、普遍的かつ開かれた議論を進めることが重要であり、国際社会を「結束させる」触媒となること、世代と国境を越えて「広げていく」こと、科学的側面についての知見を「深めていく」ことが重要。

（2）各国出席者の主な発言は以下のとおり。

- ア 核軍縮・不拡散を考える上で象徴的な被爆地広島での会合開催、そして本12日午前中（外相会合開催前）に行われた原爆慰霊碑献花・平和記念資料館視察及び被爆者証言の聴講を通じ、被爆の実相に触れて深く心を動かされ、「核兵器のない世界」に向けたコミットメントを新たにした。一方で、被爆地広島が復興し、美しい

町となっていることを評価。各国指導者は被爆地である広島・長崎を訪問すべき。

イ 軍縮・不拡散体制が厳しい状況にあるとの岸田大臣の考えに同意（具体的に、シリアにおける化学兵器使用、イランにおける核開発、北朝鮮の核・ミサイル実験、ジュネーブ軍縮会議の停滞、包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）未発効等に関する言及あり）。

ウ ウクライナ情勢につき、ロシアによる一連の行為は１９９４年のブダペスト覚書に違反しており、軍縮・不拡散体制に悪影響を及ぼしうる観点から、これを懸念。

エ かかる状況にあるからこそ、ＮＰＴ体制を強化することが必要であり、２０１５年ＮＰＴ運用検討会議の成功に向け、協力していきたい。

（３）広島宣言

会合の終わりに、外相会合の議論内容をまとめた広島宣言を採択した。

３ ワーキング・ランチ概要

（１）ＮＰＤＩ各国に加え、ゲスト・スピーカーとしてインドネシアのマルティ外相、米国のゴッテメラー国務次官、ペルーのロマン・モレイ大使（２０１５年ＮＰＴ運用検討会議第３回準備委員会議長）が出席し、ＮＰＤＩへの期待、ＮＰＴに基づく核軍縮・不拡散に関する今後の展望などにつき意見表明があった。特に、米国からは、オバマ大統領の「核兵器のない世界」についてのコミットメントを維持している、ＮＰＤＩが核兵器国の核軍縮に関する報告フォーマットを提案したことを評価するとの発言があった。

（２）ゲスト・スピーカーの発言に関し、ＮＰＤＩメンバー国の出席者から質問がなされ、活発な意見交換が行われた。

４ 関連行事

上記の他、岸田大臣は以下の関連行事にも出席した。また、１１～１２日にかけて、ＮＰＤＩ各国の若者が参加する「ユース非核交流プログラム」も実施された。

（１）各国外相と被爆者や市民等との意見交換会（４月１１日（金））

（２）外務大臣・ＮＰＤＩ外相会合支援推進協議会共催レセプション・ディナー（同上）

（３）慰霊碑参拝・献花、平和記念資料館視察、被爆者体験の聴講（４月１２日（土））

５ 評価

（１）我が国で初めて、かつ被爆地である広島での外相会合開催は、被爆の実相に触れる行事に出席したほとんどすべてのＮＰＤＩメンバー国が強く心を揺さぶられ、ＮＰＤＩ各国として「核兵器のない世界」に向けた取組をこれまで以上に積極的に取り組むためのまたとない機会となった。

（２）我が国の提案である、すべての種類の核兵器削減、核軍縮交渉の多国間化、核軍縮努力を行っていない国に対する核戦力の削減の要求、透明性の向上等、現実的かつ実践的な措置に付き合意することができた。

（３）核兵器の非人道性については、国際社会を「結束させる」触媒となること、世代と国境を越えて「広げていく」こと、科学的側面についての知見を「深めていく」ことが重要であるとの我が国の考えに対し、多くの国から賛同が得られた。この問題において、これまで必ずしも立場が一致していなかったＮＰＤＩ各国が、広島宣言で共通の考え方に同意したことにより、今後の機会においても広島宣言をベースとして共通の基盤の下に「核兵器の非人道性」についての議論を展開できることが期待される。

（４）２０１５年ＮＰＴ運用検討会議に向け、ＮＰＤＩとして国際社会をリードしていくため、引き続き協力して今後の戦略を検討していくことで意見が一致した。

（了）

軍縮・不拡散イニシアティブ第8回外相会合 広島宣言（仮訳） （2014年4月12日）

1 我々、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPT）－豪州、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、フィリピン、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦－の外相は、人類の歴史上初めて原子爆弾が投下されたここ広島に集まり、今日に至るまで続いている原子爆弾の破滅的で非人道的な結末を直に目撃した。我々は、原子爆弾の生存者（被爆者）の証言に非常に深く心を動かされ、核兵器のない世界という目標を達成するという我々のコミットメントを新たにした。このことも念頭に、我々は世界の政治指導者たちにもその非人道的な結末を自身の目で確かめるため、広島及び長崎を訪問するよう呼びかける。

2 我々は、核軍縮達成のための不可欠な基礎であり、グローバルな核不拡散体制の礎及び原子力技術の平和的利用の発展の基礎である核兵器不拡散条約（NPT）にコミットしている。また、NPTに対する普遍的な遵守の重要性を強調し、全ての非締約国に対し非核兵器国としての即時加入を要請する。

3 我々は、2010年9月に行われたNPT第1回会合の外相ステートメントで宣言した我々のコミットメント及び共通の目的、すなわちコンセンサスに基づいた2010年NPT運用検討会議の成果を前進させ、相互補完的なプロセスとして核軍縮と不拡散のアジェンダを共同で前進させるという共通のコミットメントを再確認する。我々は、次のテーマ、すなわちポスト新戦略兵器削減条約（新START条約）時代における核軍縮、核軍縮における透明性の向上、警戒態勢解除、核セキュリティ、中東非大量破壊兵器地帯及びNPT脱退に関する作業文書を提出して議論と理解を促進することにより、第3回準備委員会を含めた2015年NPT運用検討プロセスに積極的に貢献するという我々のコミットメントを再確認した。

4 2015年NPT運用検討会議開催が近くに迫っている中で、我々はすべてのNPT締約国に対し、すべての義務及びコミットメントを完全に遵守すること、特に2010年行動計画のすべての行動を完全かつ迅速に実施することを求める。NPTは、2015年NPT運用検討会議の成果文書において検討するための諸要素に関心を持って取り組んできており、引き続き取り組んでいく。我々の観点からは、2015年NPT運用検討会議は、2010年行動計画の実施状況を見直し、また次の2020年NPT運用検討サイクルを見据えて、NPTの3本柱－核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用－すべてを強化することを目指すべきであると考え。多様な地域横断的な非核兵器国によるグループとして、我々はNPTの3本柱すべてにおいて進展しつつ、2015年NPT運用検討会議において成功裏の成果をもたらすことを促進するため、多様な立場を橋渡しするための建設的かつ能動的な役割を果たせる。

5 我々は、核兵器の使用又は使用の威嚇に対する唯一の絶対的な保証はその完全廃絶であると再確認する。この点に関し、核兵器を保有するすべての国が、完全廃絶に向けた実践的かつ段階的なアプローチによって、非戦略核及び非配備核を含む**すべての種類の核兵器の体系的かつ継続的削減**を行う必要性を強調する。

6 我々は、核兵器国が2000年NPT運用検討会議において核兵器の完全廃絶を実現するとの明確な約束を行ったことを想起する。この明確な約束は、核兵器廃絶につながるプロセスを生み出した。2010年NPT運用検討会議では、核兵器国は、NPT第6条に基づいた核軍縮につながる核兵器の完全廃絶を明確に実現すると約束を再確認し、核軍縮につながる措置に関する進展を加速化することを約束した。

7 この点に関し、我々は、**新START条約**のような露と米国による二国間の核軍縮措置を歓迎し、核兵器のない世界という目標の実現に向かって、**核兵器の更なる削減**を達成するための新START条約後の措置に関する議論を継続することを促す。我々は、露との間で交渉に基づく追加的な削減を行い、冷戦期の核態勢を乗り越える意図があると述べた、2013年6月のベルリンでのオバマ米国大統領による提案に勇気づけられた。我々は、これらの提案がすべての種類の核兵器の包括的な削減の交渉の進展につながることを期待する

8 こうした一方的及び二国間による削減における前向きな影響を認めつつも、我々は、そうした一方的及び二国間による削減が、すべての種類の核兵器の究極的な廃絶に向けた**多国間交渉**を代替するものではないと信じる。

9 我々は、核兵器のない世界という目標を達成するとの国際社会の明確な意図に反する、報告されている核兵器の増強につき深く懸念している。我々は、核軍縮努力に未だ関与していない国に対して、完全廃絶という目標に向けて核兵器の削減するよう求める。

10 核戦力に関する情報の**透明性**の向上も、NPDIにとって非常に重要な論点であり続けている。透明性がなければ、核軍縮は検証されることはできず、また、NPT締約国は、核軍縮措置が不可逆的な方法でとられているとの完全な信頼を得ることができない。我々は、核兵器国に対して、来たる第3回準備委員会において核軍縮に関する報告を行うとの核兵器国の義務を果たすために、合意された標準報告フォームを用いることを求める。我々は、核兵器国に対して、NPT第6条における約束を果たすための核軍縮措置について、将来のNPTの会合において更に実質的で、時宜を得ており、かつ意義のある報告を行うことで、標準報告フォームの合意に基づく報告といった努力の上に築くことを求める。

11 核兵器の数的な削減は、安全保障戦略及び軍事ドクトリンにおける**核兵器の役割及び意義を低減**するための措置が伴うべきである。これらの措置は、完全な核軍縮という目標に向けた重要な貢献であり、更なる数的削減と相互補完的である。この点に関してとられた措置を認めつつ、我々は、核兵器国に対して、核兵器の役割を更に低減することを求める。我々は、そのような措置をとっていないその他の国に対して、安全保障戦略及び軍事ドクトリンにおける核兵器の役割の低減を始めるよう求める。

12 核戦力の**警戒態勢解除**は、核兵器のない世界に向けた措置としてのみならず、権限のない又は偶発的な核兵器の発射から生じる壊滅的で非人道的な結末のリスクを避け低減するためにも重要である。我々は、すべての核兵器国に対し、特に核兵器の偶発的使用のリスクを低減することを求めた2010年行動計画の行動5(e)及び同5(f)を実施するために、一方的、二国間又は地域的であれ、具体的かつ意味のある措置をとるよう求める。

13 我々は、**ジュネーブ軍縮会議(CD)**が引き続き停滞していることに深い懸念と不満を表明する。我々は、CDが、国際的な唯一の軍縮交渉機関としての役割を18年以上も果たせていないことは遺憾である。CDが役割を果たし交渉を再開できるよう、今こそCD加盟国が思い切った措置を講じる時である。

14 核兵器のない世界に向けた必要な段階として、軍縮と不拡散両方に資する、非差別的、多国間、普遍的かつ効果的に検証可能な**核兵器又はその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約(FMCT)**の即時交渉開始が引き続き優先課題である。本件に関する政府専門家会合(GGE)は、昨日ジュネーブにおいて第1回会合を終了したばかりであり、我々はその作業を歓迎し、期待している。我々は、CDに対し同条約の交渉開始を求める。交渉が妥結するまでの間、すべての核兵器国及びその他の核兵器保有国は兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言し、維持すべきである。

15 **包括的核実験禁止条約（CTBT）**は核軍縮を達成する必須の構成要素である。我々は、最近のブルネイ、チャド、ギニアビサウ、イラク及びニウエによる批准により批准国が162カ国となったことを歓迎する。同条約は18年間署名に解放されているにも関わらず未だに発効していないが、同条約が目指している核実験禁止は事実上の国際規範となっていると信じている。しかし、同条約が法的拘束力をもたなければ、その国際規範は引き続き危ういものである。したがって、我々は、未署名・未批准のCTBT発効要件国に対し、遅滞なく署名・批准を行うことを求める。

16 我々は**国際原子力機関（IAEA）保障措置体制**の実効性と効率性の強化にコミットしている。我々は、追加議定書を伴ったIAEA包括的保障措置協定が国際的な検証基準であると考えており、すべての追加議定書未締結国に対し、追加議定書を締結、実施するよう要請する。我々は、IAEAと協力して、法的・実践的支援を提供するとともに、我々の経験とベストプラクティスを共有する用意がある。

17 さらに、NPT第3条2に基づく核不拡散の義務の履行の支援における**輸出管理**の重要な役割を強調した。我々は、すべての国が原子力及び原子力関連の物資、機材及び技術の適切かつ効果的な輸出管理を構築し、発展させ及び維持することを奨励する。我々は、輸出管理の分野における各国の経験を他国と共有する用意がある。

18 核テロの深刻な脅威を認識し、我々は、関連する国際的な要請を完全に実施することを含め、**核セキュリティ**を強化するために協働することにコミットしていることを再確認する。我々は、2014年3月24－25日にオランダで開催された第三回核セキュリティ・サミット（NSS）で採択されたハーグ・コミュニケを歓迎する。NPD参加国は、核セキュリティを強化し核テロの脅威を低減するというNSSの目的を完全に支持する。我々はまた、国際的な核セキュリティ体系におけるIAEAの本質的に重要な責任と中心的役割を再確認する。

19 我々は、地域及び国際の平和と安定に大きな脅威をおよぼし、NPTとグローバルな不拡散体制を損なう**北朝鮮**の核及び弾道ミサイル計画を強く非難する。我々は、3月3日に続く3月26日（現地時間）の北朝鮮による弾道ミサイル発射を非難し、重大なる懸念を表明する。これらの発射は、明確な関連安保理決議違反である。我々は、関連する安保理決議下の義務及び2005年の六者会合共同声明下のコミットメントを履行するよう強く求め、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄し、IAEA保障措置及びNPTの履行に戻るよう求める。加えて、我々は、核使用の脅し、核実験、弾道ミサイル発射を含むさらなる挑発を行わないよう求める。我々はまた、寧辺における核施設を再調整し再稼働とする北朝鮮の動き及び発表を遺憾とし、すべての核活動を即時に停止するよう求める。

20 我々は、共同作業計画における第一段階の措置の実施開始を歓迎し、現在進行中のEU3プラス3と**イラン**との交渉が、最終的で包括的なイランの核問題の解決につながることを期待する。特に、我々はイランに対し、その核活動についての懸念を払拭すべく、迅速かつ着実に追加議定書の批准及び実施等の措置をとることを求める。加えて、我々はイランに対し、関連安保理決議の要請及びIAEA理事会の決定を履行することを求める。この文脈において、我々は、協力のための枠組み及び今日までとられている措置を歓迎し、EU3プラス3及びIAEAの努力を完全に支持する。特に、我々は、NPT及び関連の義務に合致した形でのイランによる原子力の平和的利用の権利を尊重しつつ、国際的な懸念及び軍事的側面の可能性を含むすべての未解決の問題を解決するためのIAEAの努力を支持し、イランに対し、IAEAとのこの側面における全面的協力を要請する。

21 NPDは、核軍縮及び不拡散の促進にコミットする非核兵器国のグループとして、我々の間及び国連総会において集中的な議論の対象となったウクライナ情勢につき、深刻な懸念をもってフォローしている。NPD

1 は、ウクライナの核兵器拡散防止条約加入に関連する安全の保証に関する1994年ブダペスト覚書を含む国際的な義務及びコミットメントが尊重されることを期待する。

22 我々は、関係地域の諸国の間で自由に達した合意を基礎として**非核兵器地帯**を設置することは核軍縮・不拡散プロセスを強化する上で重要な措置であることを強調する。それゆえ、我々は、すべての核兵器国に対し、ペリンダバ条約、ラロトンガ条約、セミパラチンスク条約及びバンコク条約によって設置されている非核兵器地帯の価値を認識し、これら条約の目的及び趣旨に反する留保を行わずに関連する議定書への批准を確保するよう、要請する。

23 我々は、1995年、2000年及び2010年のNPT運用検討会議の最終成果の必須で不可分な要素である**核兵器及びその他の大量破壊兵器の無い中東地域の設置に関する会議**の開催が未だに開催されていないことは遺憾であると考える。未解決の問題に関し、関係者間による協議が行われていることを歓迎する。また、すべての中東諸国が自由に達した合意に基づき参加する会議を可能な限り早期に開催することを呼びかける。この実現に向けたファシリテーターによる努力を支持し、包括的、実質的及び目的志向の会議開催やその後の段階的取組につながるよう、域内国に対し建設的な協力の精神を持って関与するよう要請する。

24 被爆者による証言は、なぜ核戦争は決して戦われるべきではないかを我々すべてに想起させる役割を果たしている。核兵器の破壊的な影響は、核兵器のない世界を実現し、維持するという人類の願望を動機づけきており、この願望は1946年の国連総会で最初に採択された決議の中に反映されている。核兵器の非人道的な結末は、NPT、トラテロルコ条約及び第1回国連軍縮特別総会（SSOD-1）最終文書を含む多国間で交渉されてきた多くの文書に反映されてきている。

25 我々は、2010年NPT運用検討会議最終文書で表明されたように、すべての国に対し、あらゆる核兵器の使用の**壊滅的で非人道的な結末**に対する深い懸念を再度表明することを求める。このような結末にかんがみると、約69年に及ぶ核兵器不使用の記録が永久に続けられるのはすべての国々にとって利益である。

26 核兵器の壊滅的で非人道的な結末は、特にNPTを通じ、より安全な世界を追求するため、核不拡散の努力を成功させ、核軍縮を達成するためのすべての取組を根本的に支えるものである。現在行われている核兵器の非人道的影響に関する議論は、すべての国に開かれた普遍的なものであるべきであり、核兵器のない世界という目標に向けた国際社会の結束した行動のための触媒であるべきである。この目的のため、我々はすべての国々に対し、多様な核リスクに対処しつつ、NPTに基づく国際的な核軍縮・不拡散体制を強化する実践的かつ効果的な措置を追求するすべての場に積極的かつ建設的に貢献することを要請する。

27 核兵器のない世界を実現するためにさらなる機運を盛り上げるため、我々は国境と世代を超えて核兵器の非人道的影響に関する認識を広げていく重要性を強調する。軍縮・不拡散教育や被爆証言の多言語化を通じ、核兵器がもたらす結末に関するメッセージは世界に伝えられてきた。こうした努力は継続されるべきである。事実、に即した科学研究に基づく核兵器の非人道的な結末に関する知見をさらに深める努力は重要である。我々は、2013年3月にオスロ及び2014年2月にナジャリットで開かれた核兵器の人道的影響に関する会議中においても見られた、すべてのそうした努力を歓迎する。この点に関し、我々は、オーストリア政府が本年後半にウィーンで次の会議を開催するとの提案に留意し、会議の計画につきさらなる議論が行われることを期待する。

28 我々は**市民社会**の重要な役割、その関連で軍縮・不拡散教育の重要性を認識する。この広島外相会合の機

会に、外相がNGO、NPTメンバー国の学生、有識者及びメディアを含む市民社会と関わる歓迎すべき機会を持った。我々は、共通の目的を達成するため、市民社会との関与を継続する。

29 我々は、すべてのNPT締約国に対し、協力と誠意の精神でNPT運用検討会議第3回準備委員会に参加することを要請する。これにより、過去の準備委員会で醸成された建設的な雰囲気を維持し、その精神を2015年NPT運用検討会議に持ち込むことができるだろう。2015年運用検討会議で成功裡の結果を実現することを含め、NPT体制の下のコミットメントと義務を果たし、同体制の維持・強化に取り組むことはすべてのNPT締約国の責務である。